

勝山市総合行政審議会（第13期第7回） 結果概要

開催日時：平成27年1月27日（火）
午後7時～午後9時30分
開催場所：教育会館3階 第4・5研修室
出席者：委員15名
説明者：企画財政部財政課
建設部建設課、上下水道課
健康福祉部健康長寿課、福祉
・児童課
総務部総務課
市民・環境部市民課
教育委員会教育総務課、生涯
学習・スポーツ課、史蹟整備課
商工観光部商工振興課、観光
政策課
企画財政部未来創造課
事務局：企画財政部未来創造課

(1) 第2次勝山市行財政改革実施計画 平成25年度進捗状況報告について

【Bグループ】 総務・福祉・教育分野

企画財政部財政課 未来創造課

公共施設使用料の適正化

○説明者

・まず、公共施設とは市営体育館や市営温水プール、温泉センター水芭蕉等であり、その使用料の適正化ということである。平成26年度より消費税は8%となったが、国からの指導として、消費税の適正な転嫁が求められている。指定管理を導入している施設においては消費税の転嫁を行ったが、それ以外の公共施設の使用料については、いずれ消費税が10%になることを鑑み、それにあわせて適正化するように考えていた。しかし、現在の国からの指導事項は、実際にかかっている

るランニングコストを正確に反映した使用料を徴収しているかということであり、公共施設について、きちんと台帳を作成し、コスト管理等をするよう求められている。市町村合併を実施した中で「本庁舎を含めた公共施設が本当に複数必要なのか、無駄に重なっていないかよく吟味をするように」という方向性である。勝山市においては貸館をし、市民が利用している公共施設について市民がどれだけ負担すべきなのか、公共福祉と適正な受益者負担の両面からしっかり検討していく。

●委員

- ・適正化というと、一般的には受益者負担を増やすという意味合い強いと思うが、ランニングコストに相応する使用料を設定するということか。

○説明者

- ・これまでは、一般的な使用料の考え方として、あまりランニングコストを考えず近隣の同施設との比較の中で使用料を決定してきた。100%の受益者負担は無理だが、公共福祉とのバランスを考えて検討していく。

●委員

- ・近隣市町村の使用料の状況も踏まえるということだろうが、公共福祉と受益者負担のバランスといってもなかなか難しいと思う。

○説明者

- ・おっしゃるとおりである。施設を利用している人数が多ければ使用料は安く済むが、少なければ高くなるという面もある。利用頻度が少ない建物を維持していく必要があるのかということも今後の議論となる。

●委員

- ・例えば、市営温水プールは娯楽性の強い施設であるから受益者負担を増やす、市営体育館については、市の施策で体力強化を大きな目標としていることから、受益者負担を近隣市町村並みかそれ以下とする。その中で近隣市町村との兼ね合いを考える。そういう風に方向性をきちんと打ち出せば、市民に納得いただけるのではないか。

○説明者

- ・おっしゃるとおりである

●委員

- ・もうすぐ新体育館が完成する。使用料について、既存体育館との兼ね合いが生じると思うが、新体育館の完成を目途に使用料は見直していくのか。

○説明者

- ・新体育館の使用料設定にあわせて、既存体育館の料金も検討することになる。新たな使用料設定の目途も新体育館完成の時期くらいになる。

●委員

- ・施設の利用方法は目的によって異なる。単に会議をする場合や、ネット等の用具を使って運動をする場合などがある。体育館の用具はたいへん古く、傷んでいる物もある。多少、受益者負担が大きくなってもよいので、気持ち良く施設の利用ができる気配りも必要だと思う。例えば、使用料を安くして市民の健康の増進を図る等の目的や基準を充分考えてほしい。

各地区の特色ある地域づくり事業の実施

○説明者

- ・第5次勝山市総合計画の中に、「地域力の向上」という大きなテーマがある。本事業はそのテーマのもと各地区（各小学校区10地区）の方が主体的に取り組む事業に対し、財政的な支援をするものである。事業の開始は平成25年度であり、原資は基金（市の貯金）である。平成22年度に県が所有していた水力発電施設を北陸電力に売却し、その譲渡益を施設があった地域に分配した。勝山市については約200,000千円が分配され、うち90,500千円を本事業に活用している。半分は均等割、残り半分は人口割により各地区に配分している。主に各地区区長会が事業の中心となり、まちづくり事業に活用いただくこととなる。行政は財政支援をするが、事業については特段、指導しない。支援のもと事業に取り組んでいただけるよう、平成24年度より各地区に対し、説明を行った。遅羽地区は平成25年度より、三室山の広葉樹植栽活動を開始した。それ以外の地区からも平成26年度に申請をいただき、活動に取り組んでいただいている。

●委員

- ・資料に北郷地区は出ていないが、活動に取り組んでいないのか。

○説明者

- ・すでに区長会からご相談は受けているが、正式な事業計画がまだである。来年度から開始する予定だと聞いている。

●委員

- ・野向地区は区民全員が協力し、特に頑張っている気がする。また、猪野瀬地区では文化祭等の盛り上げに活用しており、とてもよい取り組みだと思う。

○説明者

- ・平成32年度までに使えばよいこととしている。あわてて使わずとも有効に活用してもらえればと考えている。

●委員

- ・補助金は全額使わず残すのは損だという感覚がある。行財政改革という観点からいうと、補助金が残った場合どういう扱いとするのか。使い道の監督をきちんとしてほしい。

○説明者

- ・各地区の配分金の管理はきちんと行っている。また、全額使わなくてもよいようになっている。

●委員

- ・本事業は、地域力・市民力をいかに向上させるかを目的として予算付けがされていると思う。すでに申請している地区もあるが、今後、事業をより効果的なものとするために、他の施策と連携して実施し、相乗効果を上げるようにしてほしい。また「地域力・市民力の向上」という本来の目的と乖離した事業（例えば市の一般会計で実施すべき事業）とは、きちんと整理して実施してほしい。もし、そうなってしまうと、当初の趣旨と違ってしまいう気がする。しっかり効果を発揮できるよう、そのあたりを整理して指導してほしい。

○説明者

- ・申請を受けた際に、市ですべきものは除いている。国や財団等の交付金も活用いただくよう紹介しており、本事業の予算とあわせて利用することで有効に活用できるようにしている。今後も臨機応変に対応したい。

●委員

- ・単なる使い勝手のよい補助金とならないようにしてほしい。

○説明者

- ・承知した。

わがまち助成事業の新たな展開

○説明者

- ・本事業は、市長が就任以来取り組んできたエコミュージアムの根幹的事业である。市民が主体となって、地域の遺産を活かしたまちづくり活動を行うことに対し、市が補助金を交付する取組みである。3年ごとに ①元気発掘 ②元気創造 ③元気発展 ④魅力醸成 と名称を変更し、現在は魅力発酵事業として実施している。春に提案事業の審査会を実施し、助成率を決定している。ただし、気軽にチャレンジするにはハードルが高いという意見もあり、特に若者や女性が取組みに参加できるよう、平成25年度からは「新規チャレンジ事業」の部門を開設した。新規チャレンジ事業の部門は審査会等のプロセスは無くし、気軽に取り組むことができるようにしている。ただし、助成額の上限は100千円であり、2年間しか申請はできない。新規チャレンジ事業では10事業が実施されたが、女性だけのグループの取組みは残念ながら無かった。

●委員

- ・新規チャレンジ部門にはたとえばどんなものがあったのか。

○説明者

- ・勝山北部中学校では補助金を利用し、オリジナルステッカーを作成し、イベント時に配布する活動と環境保全活動に取り組んだ。猪野瀬の地区グループは里芋を使った新しい商品開発（里芋バーグ）を行った。鹿谷地区では有害植物であるセイタカアワダチソウ駆除活動に取り組んだ。

●委員

- ・効果は誰が評価しているのか。

○説明者

- ・取組結果について、一般の部については年度末にプレゼン方式の報告会を実施している。新規チャレンジの部も文書のみだが報告をしている。2年連続して、新規チャレンジの部に挑戦する団体もあり、一般の部へステップアップする団体もあった。そういった意味で効果があったと考える。

●委員

- ・地域力や地域産業力の向上の観点からはどうなのか。

○説明者

- ・今年で15年目を迎えたわがまち助成事業によるまちづくりの成果として、数字的なものは無いが、感覚的に地域力はどんどん上がっていると思う。他自治体からの視察も増えている。

●委員

- ・福井県立恐竜博物館の知名度は相当なものである。市が実施している事業は多岐に亘るのだろうが、費用対効果を考え、貴重な地域資源を効果的に地域活性化に活かせる事業について、集中的に取り組むのも1つの方法ではないか。目的を絞って、選択と集中を図ってほしい。政策があり過ぎて、それぞれの関連性が見えてこない。

●委員

- ・子ども達が環境問題に一生懸命取り組んでいる。その取組みに対する支援があることはとても良いことだ。子どもの取組みには大人も触発される。取組み内容を変えなければ2年以上は支援してもらえないのか。

○説明者

- ・現在はそういうスキームであるが、別の形での補助も含めて対応しなければならないと認識している。

●委員

- ・世間でよく言われる「ばらまき」的なものでなく、今の意見のような評価の高いものに選択・集中を図ることで市民の満足度も高まるのではないかと。

●委員

- ・単に名前を変えて継続するというのではなく、それぞれの担当課がどうすると事

業効果が上がるのか、未来に向かって継続する事業となるのか、しっかり考えてほしい。申請の要件が緩和されたことは参加意識の高揚にもつながり、いいことだと思う。

「勝山市エコミュージアム協議会」の自立支援

○説明者

- ・「勝山市エコミュージアム協議会」とは前述のわがまち助成事業の推進組織である。これまでは、わがまち助成事業に取り組む団体の代表者1名に委員（市より委嘱）となっていていただき組織していた。創設以降13年間、未来創造課が事務局をしていたが、エコミュージアムによる市民主体のまちづくりの機運が高まる中で、協議会も自主運営化することとし、平成25年7月には完全に市民団体となった。事務局も協議会にあり、現在も継続している。平成26年度にはエコミュージアムの全国大会が当市で開催されたが、主体的に取り組んでいただいた。

●委員

- ・自主運営化とは組織として自立するという意味であり、財源的には市の補助の体制は変わっていないのか。

○説明者

- ・そのとおりである。会費を徴収しているが、それ以外の部分は市の予算で補助している。組織的の自立ということである。

●委員

- ・そうすると具体的に自立とはどういうことなのか。

○説明者

- ・一定の委託料の範囲で協議会としての活動をしていただいている。事業内容は協議会で決めていただく。そういう意味での自立である。

●委員

- ・組織自体の自立はできているが、エコミュージアム推進協議会が行う事業そのものをより一層、勝山市や市民活動ネットワーク等の市民団体と連携して進めていくことが、さらに前に進むために大切である。

総務部総務課

行政区の連携・再編

○説明者

- ・勝山市の人口は現在25,000人を下回っており、市が誕生した昭和29年と比較すると2/3にまで減少している。昭和60年と比較すると5/6にまで減

少しており、人口減少を食い止めることは難しい。また、人口構成比率についても昭和60年は65歳以上の高齢者は14%であったが、平成22年の国勢調査時には30%にまで増加している。人口は減少し、高齢者は増加する中で、区自体が消滅するケースも出ている。平成25年度に1区が無くなり、現在112区である。区の消滅を防ぐためにも、持続可能な基礎的コミュニティづくりが大切であり施策を進めている。区に残る伝統文化継承や共助機能を活かし、行政の新しい枠組みを作るということで、平成28年度までに区の合併制度を構築し、平成32年度に導入することとしている。

しかし、平成25年度には制度構築に向けた取組みができなかった。区同士の合併は地区の事情もあり、容易ではない。そこで区の合併のみならず、伝統文化継承や共助機能の強化を推進する取組みを行うこととした。特に防災面において、地域間共助の体制づくりに取り組んだ。地域コミュニティの共助機能のレベルアップを図るため、地域自主防災組織を市で積極的に支援した。地域自主防災組織が中心となって地域住民と一体的に雪下ろし等の活動を実施する中で、区相互の共助体制も確立されていく。今後ともこのような共助機能の支援を積極的に進める中で、集落のあり方を検討していく。

●委員

- ・自治体における広域化は昔から言われているところだが、区の合併は容易ではないのか。

○説明者

- ・区は1つの自治組織である。市として区同士が合併するように指導することはできない。それぞれの「しきたり」や「つながり」等があり、合併することでそれが崩れてしまう。地域住民にもその意識がない。

●委員

- ・そうすると、区同士の連携を強め、現在の区は維持するということか。市として区に関わることはあるのか。

○説明者

- ・そうである。区は1つの自治組織であり、行政が施策を進めていく中で各区長には行政協力員となっていただき、地域住民と市との連絡調整や行政文書の配布等の業務をお願いしたりしている。

●委員

- ・区でやったほうが効率的ということなのか。それともせっかく区があるからお願いするということなのか。区に経費を支払っているのか。

○説明者

- ・区があるからお願いしている。区に対し、世帯数に応じた協力費を支払っている。

●委員

- ・市町村は難しい中で合併していったが、区は難しいのか。

○説明者

- ・難しい。人口は減少しているものの、では隣の区と合併しようという意識自体が今のところ無い状況である。

●委員

- ・共助機能というのは区を超えて行うということなのか。

○説明者

- ・そうである。区の合併はしなくても、お互い助け合うという意識を活かしてきた。

●委員

- ・目標は平成28年度までずっと未達成のままになるのか。目標を変えてはどうか。

○説明者

- ・目標を変えることも可能だが、市として合併制度を構築し、区の意見を集約したいという思いもあり、よく考えながら検討したい。合併してほしいという住民も中にはいる。

●委員

- ・「行政区の新しい枠組みづくり」とか「連携・再編」という表現があるが平成32年度までに達成することはかなり難しいと思う。徐々にステップアップしていくような目標設定にしてほしい。例えば民生委員は区を超えた活動をしているがそういう事業をつなぎ合わせて新しい組織に変えていくというような視点が必要ではないか。

○説明者

- ・計画には見直し時期があり、それにあわせて対応していく。まずは連携の強化を図りたい。

女性行政協力員の各地区への配置

○説明者

- ・男女共同参画の実現のため、市が重点的に推進する項目の1つである。集落ごとに女性が意思決定過程に参画する、意見が反映される仕組みづくりを進めたい。目標として市内10地区に1名ずつの女性行政協力員を配置したい。平成25年度にガイドラインを作成し、女性行政協力員のいる地区を増やしていくということだが、作成には至らなかった。その理由として、現在の地区の行政協力員は区長であり、女性が区長にならないといけないという状況である。現在、各地区の区長は100%が男性である。勝山市の現況では女性が区長になることはなかなか難しい。区長以外に女性の行政協力員を配置できないかあるいは、地区の意

思決定機関（役員）へ女性を登用するよう積極的に働きかけをしている。区内の女性役員の比率は徐々に高まっており、平成26年度の状況では、女性の参画は30%となっている。ただし地域的な考え方の弊害もあり、進まないところもある。女性を登用するために、補助金等の支援が欲しいという意見もうかがっている。金銭的な支援も考えながら、意識改革を進めていかねばならない。今後も市としてあきらめずに取り組んでいく。

●委員

- ・区長でないと協力員になれないのか。協力員数を増やしていくことも考えてはどうか。人数を増やせば、心細さも和らぐと思う。協力員は実際に何をするのか。

○説明者

- ・現制度では区長が行政協力員となる。行政文書の配布等の庶務や地区の代表として地区の意見集約をし、市に伝える役割も担っている。市とのパイプ役である。協力員については、市の要綱で区長に委嘱する定めとなっているだけであり、要綱の改正をすれば、区長でなくても協力員になることができる。要は地域に女性の代表者が増加していくことで、地域の中で女性が発言する機会を拡大していきたいということである。区長が果たしている役割を女性が担えるようになっていければと思う。女性の行政協力員の配置も方策の1つとして考えている。各地区の考え方について、平成26年度に男女共同参画のアンケートを実施した。その結果を踏まえ、市で方策を模索中である。

●委員

- ・行政協力員という名称にこだわらず、実質的に同様の役割を担うような位置づけを設けるのもよいと思う。

●委員

- ・婦人会がなくなった地区も多い。どうしたら女性の意見が届くのか、どの地区も悩んでいることだと思う。区の会議があっても、家の代表は男性になってしまう。新たな枠組みが必要ではないか。

○説明者

- ・男女共同参画の趣旨からすると、行政協力員のみこだわりの必要はない。関連付けて色々な政策に取り組みたい。行政協力員の枠組みについても、見直していくことで、女性の社会へのさらなる参画に取り組みたい。

健康福祉部健康長寿課 福祉・児童課

米寿者慶祝訪問事業の内容の再構築

○説明者

- ・ 88歳を迎えた方に対し、御祝として市職員が慶祝状と記念品をお宅にお届けする事業である。他市の状況も踏まえ、慶祝状と記念品を1本化できないか検討した。具体的には、記念盾の贈呈に変更したかったが、予算額の増加が見込まれ、当分の間は現状のままとすることにした。ただし今後も、事務簡素化を含めて、継続的に検討していきたい。

●委員

- ・ 記念品とはどのようなものか。

○説明者

- ・ 現在はひざかけをお渡ししている。

●委員

- ・ そもそも、この事業の趣旨は何なのか。

○説明者

- ・ 米寿の御祝ということで、以前は各お宅に市長が訪問していた。現在は該当者が増加しており、190人程度となっている。平成23年度より、市職員がお届けする形となった。

●委員

- ・ たいへんおめでたいことなのだが、高齢化が進展し米寿の該当者は年々増加していることから、費用対効果も考えて一律の記念品配布を思い切って無くすことも検討してはどうか。

○説明者

- ・ 100歳の方にも御祝をしている。該当者は10人程度であり、市長が直接訪問している。米寿の御祝を無くすことも含め検討してきたが、費用を縮小する方向で進めており、事業自体を無くすことはできないという判断をした。

●委員

- ・ この事業に対し、市民の期待は実際どうか。

○説明者

- ・ 喜ばれる方もおられる。市職員が本人の状況確認をできる点も有意義であると考えている。

●委員

- ・ 長生きをし、御祝されて喜ばれる方がいることは良いことだが、実際に感想を聞いてみてはどうか。100歳まで生きることはすごいことだが、88歳では少し中途半端なイメージもあり、事業に価値があるのか少し疑問に思うところもある。

●委員

- ・昔は米寿を迎えると、餅について親戚一同で御祝をしていたが、現在はそういうことも無くなってきた。そういう状況も踏まえて検討してほしい。

●委員

- ・社会情勢が変化し、長生きをされる方が増えている。米寿の御祝から年齢を引き上げていく必要もあるのではないか。簡素化も必要である。従来どおりでなく新たな形を構築してほしい。

○説明者

- ・ご意見を参考として、事業の廃止も含め検討していきたい。

高齢者等の外出支援

○説明者

- ・これまで、車いすでの移動が必要な方に対し、社会福祉協議会にリフトバス事業を委託して、利用に対する助成を行ってきた。本人の負担は無料であったが、社会福祉協議会のリフトバスが古くなり継続が難しくなってきた。また、障がい者のリフトバス事業との整合性を図ることも必要であった。そのため、平成26年度より事業名称を「高齢者移送サービス」とし、リフトバスに加えてタクシーの利用も助成対象とした。ただし補助内容については、障がい者のリフトバス事業との整合性を図り、タクシーの初乗り料金を助成対象とし、初乗り料金を超過した部分は利用者負担とすることにした。お願いするタクシー会社も複数あり、幅広く利用できるようになった。

●委員

- ・新制度に移行すると、経費は増加するのか。

○説明者

- ・新制度は平成26年度からであり、効果額は次年度にきちんと報告する。

介護保険料（現年度）の徴収率向上

介護保険料（過年度分）の徴収率向上

介護保険料（過年度分）滞納額の減少

○説明者

- ・介護保険のサービスは国帛市の予算で50%、残りの50%は介護保険料により賄われている。介護保険料のうち、65歳以上の方からの徴収は21%、40～60歳の方からの徴収は29%である。介護保険料の納付方法については、普通徴収（納付書での各自納付）と特別徴収（年金からの天引き）がある。介護保険料を滞納した場合には、その期間に応じて介護サービス利用時の負担額が増加することもある。介護保険料（現年度）の徴収率は99.5%、介護保険料（過年

度分)の徴収率は42.1%となり、目標を達成できた。これは税務課職員を講師とした職員研修により、スキルアップを図る中で収納に努めた結果である。介護保険料(過年度分)滞納額についても2,052千円であり目標以上に滞納額を減少させることができた。

●委員

・介護保険料(現年度)の徴収率99.5%というのは他の自治体と比べてどうか。

○説明者

・本日は、他の自治体と比較した資料を準備していない。次回までに他市との徴収率の比較をお示しする。勝山市の状況は、平成23年度が99.4%、平成24年度が99.5%となっている。

●委員

・国民年金の徴収率をもっと低かったように記憶している。差押えを実際行ったのか。どういったケースなのか。

○説明者

・平成25年度は数件行った。年金が振り込まれるタイミングで預金の差押えを行った。ただし、差押えに至るのは介護保険料の滞納が続き、催告に対しても返答のない悪質な場合である。国民年金の徴収率は低いという話が出たが、介護保険は特別徴収が多いが、国民年金は基本的に普通徴収であるため、滞納が起りやすいと思われる。

●委員

・徴収率が99.5%ということは目標をクリアしているということではないか。

○説明者

・現状の維持はもちろん、さらなる徴収率の向上に努めたい。

幼稚園・保育園体制の一元化

○説明者

・幼稚園と保育園を一元化したものを「認定子ども園」という。認定子ども園の設置に向けて取り組んでいくということである。国の制度の動向を見ながら、保護者が利用しやすい体制づくりを進めていくということで、平成25年度については、子ども子育て支援新制度(平成27年度施行)の概要について私立保育園の園長会等で説明会を実施し、周知を図った。今後は、各私立保育園の意向を踏まえ、国の動向を見据えながら対応していく。福井県内においては、平成20年に池田町で最初に認定子ども園ができたが、現在、県内で10箇所しかない。国の肝いりで始めた制度であるが、厚生労働省(保育園)と文部科学省(幼稚園)の縦割り行政の中では、認定が難しい部分があった。平成27年度から、認定子ども園の管轄は内閣府に一本化され、認定も受けやすくなると思われる。勝山市に

においてはまだ予定はない。平成25年度については、内容の周知徹底が図られたということで、目標の達成とした。

●委員

- ・幼稚園と保育園の合併というより、それぞれが認定子ども園となるイメージか。

○説明者

- ・主に私立保育園を対象と考えている。平成27年度からの5年間で1つの期間であり、現状として、認定子ども園の設置に向けてそれぞれが検討しているという段階である。公立保育園については民営化を進めており、北保育園は民営化する。野向、平泉寺保育園は小規模であり、現状として幼保の一元化は難しくこのまま維持していきたい。公立幼稚園も2校あるが、現状のままとする。市内の各私立保育園を、希望に応じて認定子ども園としていく。

●委員

- ・勝山市には無認可保育園はあるのか。認定子ども園とはこういった性格のものか。

○説明者

- ・無認可保育園は無い。基本的に保育園は保育の部分、幼稚園は教育の部分に力を入れる所が大きな違いである。認定子ども園は、これを1箇所で行うということである。子どもが慣れ親しんだ保育園から幼稚園に移らなければならないというケースは、認定子ども園があれば起こらないという利点もある。

●委員

- ・実際には保育園でも教育をしている。幼稚園より長い時間、子どもの面倒を見てくれる部分だけが幼稚園との違いである気がする。線引きがあいまいである。だから認定子ども園にするという部分もあるのだろう。補助金の出所も違うのだろう。組織的なことでなく、実態として認定子ども園となった時の機能の違いは何か。

○説明者

- ・認定子ども園となると補助金は一元化される。

●委員

- ・簡単に言うと規制緩和のようなものではないか。

○説明者

- ・そういう面もあると思う。保育園と幼稚園の実態は同じような機能であり、認定子ども園となっても機能に大きな違いは無い。保育園クラス・幼稚園クラスという感じで別れることもない。1号認定・2号認定・3号認定という区別があり、子どもを預ける時間が変わる。

●委員

- ・認定子ども園の職員は身分的にどういったことが必要か。

○説明者

- ・保育園保育士と幼稚園教諭の2つの資格を持っている必要がある。

●委員

- ・保育園に子どもを預けたい場合、親が就業しており面倒を見る人がいない場合でないとはだめだと思うが、認定子ども園では、そういう面を考慮して1号認定・2号認定・3号認定に区分されるということか。

○説明者

- ・認定子ども園になっていれば、1号認定・2号認定・3号認定という区分の中で誰でも入ることができる。

市立保育園の民営化

○説明者

- ・中央保育園及び南保育園はすでに民営化されており、平成27年4月より北保育園がしろき保育園の系列に移行するというところで計画を進めている。民間活力の推進と経費削減を図るため、市立保育園の民営化を進めていくという中で、平成25年度には7回の審議会を開催し、運営者をしろき保育園に決定し、民営化に関する具体的な内容を決定することができた。

●委員

- ・野向・平泉寺保育園については、小規模であっても地域の方から残してほしいという要望が強いということか。どれくらいの人数がいるのか。

○説明者

- ・現在、野向は20名程度、平泉寺は30名程度である。市長は市長と語る会において小規模の保育園については残していきたいと話している。

●委員

- ・その方向で異論は無い。

教育委員会生涯学習・スポーツ課

市民総合大学（仮称）開講に伴う事業運営の再構築

○説明者

- ・勤労婦人センターで実施する各種講座と生涯学習スポーツ課が管轄している市民大学の講座には重複しているものが見られ、申込窓口も別々であるため分かりにくいという意見をいただいていた。市民総合大学（仮称）の開講に向けて、平成25年度には両講座を統合することとした。市民大学の各講座（基本は5回程度）と勤労婦人センターは短期講座（基本5回程度）を全て共催とした。なお、勤労

婦人センターでは中・長期講座（10回以上のものや年間をとおしたもの）も開催している。平成25年度の後期講座から共催を実施し、これまでも受講していた方々からは利用しやすくなったという声をいただいている。平成26年度からは市民大学の予算の一部を人材バンク活用事業に充当している。地域の各種団体等が市の人材バンクに登録している講師（全て勝山市民）を活用し、講座を開催する場合に、市が講師謝礼を補助する事業である。現在、30回開催されており、参加者は679人である。

試行段階を経て、平成27年度より、勤労婦人センターの所管は商工振興課から生涯学習スポーツ課へ移行し、名称を「生涯学習センター」に改める。講座は全て統合され、新たな市民大学がスタートとする。最終的には市民総合大学（仮称）としたい。組織統合については整理できたが、健康福祉部や図書館、公民館でも同様の講座が開催されており、全ての講座を統合するのは難しい状況である。市民への広報を一元化し、半年に1回お知らせするという方策を現在検討している。これについては愛知県犬山市を参考としている。

●委員

- ・様々な講座が実施されており、それらをまとめていくということだが、どんな方が参加しているのか。また、講座の時間帯はいつなのか。

○説明者

- ・市民大学は主に、平日の夜間及び土日の日中に開催している。一方、勤労婦人センターは日中の開催が多い。統合する中で、夜間講座を少し多くしたいと考えている。参加者について、婦人センターは女性が多く、男性は参加しにくいという印象を持っているようである。市民大学の参加者は男女同比くらいであり、年配の方が多。

●委員

- ・講座の内容は市の特徴をつかんだものか、一般的な内容なのか。

○説明者

- ・一般的なパソコン講座のようなものや、勝山の歴史や勝山市伝統料理講座といった市の特徴を活かしたもの等、幅広く実施している。

●委員

- ・市民大学の講座は他の機関と連携して周知したり、実施したりしているのか。

○説明者

- ・現在は広報の折り込みチラシにより全戸配布している。他の機関との組織的な連携は行っていない。

●委員

- ・リピーターが多いと聞く。勝山市もそうであるならば、県や他の機関と連携する等、広く広報したほうが効果的である。ぜひ実践してほしい。

●委員

- ・平成27年4月に新たな市民大学がスタートする時に、折り込みチラシを改良する等、さらに目立つようにPRしてほしい。今のチラシではさみしい。

●委員

- ・講義だけでなく、館外研修はしていないのか。

○説明者

- ・館外学習はしていない。ただし、さわやか大学では行なっている。さわやか大学は60歳以上の勝山市民を対象に年間を通した講座を開催する。自主運営組織であり、企画は組織内部のコーディネーターが行っている。非常にうまく機能しており、参加者も100名以上いる。そのため、さわやか大学は市民総合大学と分けて考えたい。

「勝山市青少年健全育成計画」に基づく青少年育成事業の統合及び推進

○説明者

- ・勝山市では、平成15年度に次世代を担う子ども達の健全な育成のための計画「アクションプラン21」を策定した。同時に活動の主体として、市内9地区に「次世代育成委員会」を組織した。一方で、それ以前から市全域の青少年の育成活動に取り組む「青少年育成勝山市民会議」という組織があり、お互いの連携は無い状態であった。平成24年度に「勝山市青少年健全育成計画」を策定したことを契機に、両組織の統合を行った。「次世代育成委員会」は「かつやまっ子応援ネットワーク」へと名称変更し、市民会議と一体的に事業に取り組む体制とした。具体的な事業として、平成25年度からは青少年健全育成事業(予算200万円)を開始し、各地区のかつやまっ子応援ネットワークや市民団体が、青少年の育成事業を実施する際、助成をしている。事業の審査やアドバイスは市民会議の役員が行う。また、年に1回、取組みの発表会を実施し、情報の交換をしている。

●委員

- ・アクションプラン21の「21」とは何を指すのか

○説明者

- ・21世紀ということである。

●委員

- ・家庭・学校・地域が一体となった青少年育成の取組みをすることになっているが具体的にはどんなことをしているのか。

○説明者

- ・平泉寺地区では地区の団体と親子、学校が一緒になってよしづくり体験をした。また、野向地区では親子防災体験を行った。各地区で特色ある取組みが実施されている。「子どもをたくましく育てる」というテーマのもと屋外活動を中

心に取り組んでいただいている。

【Cグループ】 産業・建設分野

建設部上下水道課 建設課

水道料金（現年度）徴収率の向上

○説明者

- ・資料に基づき、上水道の給水区域と簡易水道による給水地区の説明を実施。勝山市の水道は上水道と簡易水道で給水をしており、給水については使用者からの料金を基に採算をとって運営していることから、料金徴収率の向上が必要になってくる。

①水道料金（現年度）徴収率の向上 ②水道料金（過年度分）徴収率の向上 ③水道料金滞納額の減少の3項目について、関連があるので、まとめて説明させていただきます。「現年度」徴収率とはその年の徴収率のことを指し、「過年度」とは、前の年（1年前、2年前など）を指す。水道料金（現年度）徴収率の目標は98.9%であったが、実績は98.64%であり、目標は未達成であった。水道については料金を支払わない方に対し、水道を止める給水停止という措置があるが、給水停止措置は生活を脅かすことから、分納を約束していただくなどの方向性で進めている。

平成25年度は、戸別訪問の実施（年4回）や、徴収に関する庁内検討委員会において、債権の回収に向けた準備を進めたが、現年度分については目標の徴収率に届かなかったのが現状である。

水道料金（過年度分）徴収率の向上

○説明者

- ・前年度分までの未払い分の水道料金について、徴収体制の確立を図るということで徴収を実施した。目標が92%であったところ実績は92.8%であり目標を達成することができた。

水道料金滞納額の減少

○説明者

- ・水道料金の滞納額について、目標は5,400千円であったが、実績は4,817千円であり滞納額が減少し、目標達成であった。

●委員

- ・水道料金については、通常、集金ではなく口座振替になっているのではないか。督促に行くということは、職員が個人の家に行き、徴収するということか。

○説明者

- ・まずは督促状を送付する。その後電話をしたり、訪問をしたりして、料金を支払っていただく。一度で払えない場合は、分納の約束をしてもらう。

●委員

- ・簡易水道の場合は、各地区の管理組合で徴収を行っているのか。

○説明者

- ・地区の委員が集金している簡易水道地区もあれば、口座振替になっている簡易水道地区もある。

●委員

- ・報告書の数値は、簡易水道については除いた数値になっているのか。

○説明者

- ・おっしゃるとおり、水道料金のみ徴収率を示している。

●委員

- ・目標が92%という数字になっているが、8%は絶対に徴収できないということか。

○説明者

- ・絶対という訳ではないが、家庭の事情などで納めていただけないことがある。

●委員

- ・基本料金と超過料金を含んだ額の徴収率を示しているのか。

○説明者

- ・そのとおりである。基本使用料は、10m³までは一ヶ月1,150円であり、10m³を超えた部分について1m³ごとに料金を加算していく。

●委員

- ・住まいは勝山にあるが、長期間、家を離れる場合などはどうなるのか。

○説明者

- ・長期間使用しない場合は、その間に水道管の破裂等の危険性も考えられることから、給水の中止の手続きをしていただいている。事故防止の観点と、居住していないのに基本料金を支払うのは勿体ないことから、家に戻られたら給水を再開する手続きをとっていただく。

下水道使用料（現年度）徴収率の向上

○説明者

- ・資料に基づき、勝山市の下水道の整備状況について説明。公共下水道で整備した

地区と、伊知地・坂東島地区、勝山西部地区、北野津又地区、神谷地区、勝山東部地区という5つの農業集落排水がある。その外の部分については合併処理浄化槽で、し尿や生活排水の処理をしている。下水道使用料については、①下水道使用料（現年度）徴収率の向上 ②下水道使用料（過年度分）徴収率の向上 ③下水道使用料滞納額の減少という3項目がある。関連するため、まとめて説明させていただく。

現年度の徴収率の向上については、目標の99%に対し、実績は98.96%であり未達成となった。これについて、水道料金と併せて、今後の債権回収に努めていく。

下水道使用料（過年度分）徴収率の向上

○説明者

- ・下水道使用料過年度分の徴収率については、22.85%の目標に対し、41.65%の実績となり目標を達成することができた。

下水道使用料滞納額の減少

○説明者

- ・目標額の10,000千円に対し、実績が5,512千円と滞納額を減少させることができ、目標を達成した。施設を維持管理していくために必要な財源なので、徴収率向上に努めてまいりたい。

●委員

- ・公共下水道の加入率は何%くらいなのか。

○説明者

- ・公共下水道の加入率（水洗化率）は88%となっている。農業集落排水については、73.1%となっている。

●委員

- ・水道料金と同様、公正を期するためにも、徴収率の向上に努めていただきたい。

下水道事業における水洗化率の向上

○説明者

- ・受益者負担の徴収を強化するとともに、水洗化率の向上及び収支の改善を図るということで、水洗化率86.75%の目標に対し、実績は88%であり目標を達成することができた。上下水道については、指定店に工事をしてもらう指定工事店制度をとっているが、その指定工事店への説明会で加入促進を依頼した。また、利子補給制度（資金を借りてトイレや風呂を改修する場合等）を建設課のリフォーム補助と併せて周知を図った。年4回の戸別訪問の実施や、荒土・北郷地区区

長会において接続促進を依頼した結果、目標以上の水洗化率を達成することができた。

農業集落排水事業における水洗化率の向上

○説明者

- ・公共下水道と同様、水洗化率の向上を図り、目標が64.3%、実績が73.1%であり達成目標を達成した。公共下水道と同じようにPRを実施した。

●委員

- ・すべて目標は達成しているが、目標値が100%でない。環境に配慮する意味でも、水洗化率の向上に努めていただきたい。

○説明者

- ・高齢化、核家族化が進んでおり、子どもが帰ってくるか分からない状況で、改築には抵抗がある家庭も多い現状があるが、接続促進を目指し取り組んでいく。

地域による道路及び公園等の維持管理の推進

○説明者

- ・各区へ区内の市道、公園、農林道、用排水路等の簡易補修をするための原材料の支給を行うことで、市民参加により区を守っていく意識を持っていただくことも含め、地域による維持管理を推進している。目標は6地区であったが、実績は3地区となり未達成であった。過去の実績としては、平成22年度は1地区、平成23年度は5地区、平成24年度は7地区、平成26年度は年度途中ではあるが、6地区となっている。支給の内容としては、生コンクリートや敷砂利などを補修用に出している。周知については、広報かつやまに記事を掲載しているが、まだPRが足りていないように感じている。

●委員

- ・原材料の支給を受けて作業をしても短時間で終わるものではない。作業に時間がかかり、会議などの事前準備も必要であるため、利用しにくい制度だと思う。側溝や生活用水路の清掃を行う場合などの、小型重機リース制度は使いやすい。

○説明者

- ・最近多いのは、公園の遊具等の維持管理などである。道路であれば市で行う部分もあるため、線引きが難しいこともある。できる範囲で地区の方に活用していただきたい。

●委員

- ・区の規模にもよると思うが、小さい区だと作業に長時間かかることもあると思う。大きい区の半日奉仕作業に合わせて実施してもらうなど、PRすると良いのではないか。

○説明者

- ・有効に使っていただける地区があれば、PRを実施していきたい。

●委員

- ・原材料の支給を受けて、こういった作業に使ったという例や写真を他の地区に紹介しているのか。実際に使った事例を紹介すると、イメージがわきやすく、他の区にも使っていただけるのではないか。

○説明者

- ・PRの方法を考え、活用を図っていきたい。

●委員

- ・今後とも積極的なPRに努めていただきたい。

雪に強いコミュニティづくり

○説明者

- ・平成25年度に策定する「勝山市総合克雪・利雪・親雪計画」に基づき、公助・自助・共助が一体となったきめ細かい除雪体制及び雪氷熱エネルギー利用の促進体制を推進するといった中で、計画を策定するということを目標に掲げていた。勝山市総合克雪・利雪・親雪計画を平成26年3月に策定し、目標は達成であった。少子高齢化や核家族化といった社会構造の変化の中で、克雪対策ができなくなっている状況の中で、今後考えていく必要がある計画となっている。

克雪計画については、行政による道路や施設に対する雪対策、地域ぐるみで除雪に取り組む集落を支援すること等について策定している。地域ぐるみによる取り組みに関しては、自主防災組織や除雪ボランティア、除雪業者による要配慮者世帯への支援について定めている。

利雪実施計画については、雪氷熱エネルギーを利用した冷暖房施設の研究及び利活用の推進についても検討していくこととしている。

親雪実施計画については、勝山らしい雪国生活文化の継承や創造、冬のスポーツ活動・野外活動やイベントの充実について盛り込み、計画を策定している。

平成23、24年度に勝山市区長連合会がアンケートを実施し、市民と一体となり雪を克服し、雪と親しみ、雪を活用するまちづくり計画を作成し、提言をいただいた。市はそれをもとに本計画を策定した。今後は本計画を基に、雪に関する施策を進めていく。平成25年度は計画の策定が目標であり達成したが、今後は計画を基に個別の対応について推進していく。

●委員

- ・雪氷熱エネルギーの研究は今から進展していき、商品や特産品などが生まれることが予測できるため、担当課に商工振興課も加えると良いのではないか。また、親雪実施計画の方は勝山らしい雪ということで、関連イベントの開催が考えられ

るので、担当課に観光政策課が入るのも良いのではないかと。

○説明者

- ・関係課には記載されていないが、実際には関係する観光政策課などと連携して取り組んでいる。雪氷熱エネルギーについては、環境政策課が担当になり、平成26年度はJAの冷凍保管庫を借りて雪の保存を実施している。

●委員

- ・各担当課の報告があると、どのような取り組みをしていて、どのようなことに関わっていいのか、市内の事業者や農業者にも分かりやすいのではないかと。今後は取り組み内容を報告していただきたい。

●委員

- ・要配慮者・要援護者世帯への支援は、現在、どのような形で実施しているのか。

○説明者

- ・地域ぐるみで雪下ろしを進めていただく中で、対象者の自宅の屋根雪下ろしをする際の助成を行っている。65歳以上のみの世帯、身体障がい者のみの世帯などの要件があるが、対象世帯に対し、雪下ろしの助成をしている。

●委員

- ・要配慮者・要援護者の把握はできているのか。

○説明者

- ・各地区の民生委員が把握し、その情報をいただいている。

●委員

- ・要援護者が増えているように思うが、雪下ろしが間に合わない状況になった場合、どうしたら良いのか。

○説明者

- ・自主防災組織や民生委員と連絡を取り考えていきたい。雪といっても幅広い対応が必要になるため、各担当課と進めていく部分もある。

●委員

- ・策定した計画をもとに、関係課がきちんと連携して対応していただきたい。

商工観光部観光政策課 商工振興課

ジオパーク、自然体験学習、グリーンツーリズム、ユネスコ・エコパーク等の整理・統合

○説明者

- ・平成25年度については、ジオパークとユネスコ・エコパークを、ジオパーク推進室において一体的に推進する体制を整えることができた。また、ジオツアーと自然体験学習の企画を連携して実施しているが、統合に向けた方向性も検討できたということで達成とさせていただいた。平成25年度中にこれらの推進体制を整えるということで、企画財政部 未来創造課にあったジオパーク推進室を、平成26年4月1日付けで観光政策課へ配置した。エコパークについては、市民・環境部環境政策課で担当していたが、観光政策課 ジオパーク推進室内で担当することになった。

ジオパーク、グリーンツーリズム、ユネスコ・エコパークなどの関係者を集めた意見交換の場として、環境省のエコツーリズム推進アドバイザー派遣事業を開催する準備を平成25年度に行った。事業は今年度実施し、統合に向けた意見交換を実施することができた。また、生涯学習・スポーツ課が担当する「わくわく体験学習推進隊による自然観察会」について、ジオパークに関連するジオサイト(ジオパークの中での見学場所)をコースに入れてもらい、ジオパーク推進室の職員も加わり、協力する中で実施するなど、整理・統合に向けて進めている。

●委員

- ・ジオツアーと自然体験学習は何が違うのか。

○説明者

- ・ジオツアーはジオサイトを巡り、見学・視察をするもので、自然体験学習は、ジオツアーのような部分もあるが、学習的な要素が強い。担当課が別で名称が異なるが、大きな違いはない。

●委員

- ・統合するというのは、類似した事業だからなのか。

○説明者

- ・類似する2つの事業を市民の方にとって分かりやすい学習・ツアーの機会とするためである。

●委員

- ・観光政策課でツアーをしていたり、生涯学習・スポーツ課でもツアーをしていたり、非常に分かりにくいため、統合していただいた方が市民に分かりやすくて良い。

○説明者

- ・そのように努めていきたい。補助金の関係上、どうしても担当課ごとに実施しな

ければならないこともあるが、可能な範囲で連携して事業の整理・統合を進めていきたい。

●委員

- ・エコミュージアムもジオパークと同じような性格を持っていると思うが、エコミュージアムについては、どのように考えているのか。

○説明者

- ・ジオパークとエコミュージアムは全く同じではないが、類似するまちづくりの手法である。これまで、エコミュージアムによるまちづくりを推進してきたが、エコミュージアムで培ったものを活かしつつ、今後はジオパークによるまちづくりを推進していきたいと考えている。今後はジオパーク推進協議会が中心となり、他の協議会や組織と一体となってまちづくりを推進していきたい。

●委員

- ・統合しようとしているのか、並行して進めていくのか、市民に分かりにくい。

○説明者

- ・エコミュージアムとジオパークの類似する2つの概念を並行して実施していることに関しては来年度、組織機構を再度見直す中で、2つの関係を整理したいと考えている。「エコミュージアムによるまちづくり」から「ジオパークによるまちづくり」というように読み替えたいという思いがある。それぞれの協議会への配慮についても考えているところである。また、まちづくりの担当組織の見直しも考えていくべきだと思っている。

●委員

- ・ジオパークの再認定の時期はいつになるのか。

○説明者

- ・平成25年11月に審査を受け、2年の暫定認定を受けている状況であるため、平成27年の11月に再認定を受けることになっている。

●委員

- ・イベントごとの予算については、複数の課が持っているということだが、窓口は1つなのか。イベントごとに窓口ができるのか。

○説明者

- ・中心となる担当課が窓口になる場合が多い。なるべく統一したいとは思っているが、現在のところ課題となっている。

●委員

- ・市民が参加したいと思ったときに、電話すれば担当の窓口につないでもらえるのか。

○説明者

- ・その体制は整っている。

勝山左義長まつり事業の運営体制の充実

○説明者

- ・警備業務等を外部委託したことにより、企画運営を中心とした業務運営が可能となった。案内所の増設や、絵行灯用川柳の受付サービスの向上などを図ることができ、来場者から好評であった。従来、左義長まつりにおいては、警備・誘導において多くの市職員を動員していたが、特に駐車場の誘導等に関する苦情が多かった。平成25年度からは外部委託し、警備員を配置して対応したところ、平成24年度は10万人だった来場者が、平成25年度については13万人と多くの方が来場したがスムーズな誘導で苦情も少なかった点が良かった。平成24年度は職員を124名動員していたが、平成25年度においては、観光案内所の案内業務や、どんど焼きに係る動員の20名と約1/6に減少した。動員が減った分、左義長まつりに参加できる職員も増え、職員も参加してまつりを盛り上げることができるようになった。

民間の力を借りて、左義長まつり実行委員会は他のサービスに集中することもできるようになり、洗練されたまつりに近づいてきたという点から達成とさせていただいた。

●委員

- ・警備業務等を外部委託したということだが、外部委託した会社にも苦情がなかったわけではないと思う。外部委託した会社に対し、サービスが向上するような指導は行っているのか。

○説明者

- ・左義長まつりが終わると反省会議を開催しているが、その際に警備会社に苦情を聞いていないか確認した。駐車場が満車になり、他の遠い駐車場を薦めた場合のトラブル等があったと聞いた。

●委員

- ・高齢の方で、駐車した場所が分からなくなり、困っておられたケースがある。通りが網の目になっているため、来場者が迷いやすい。交差点ごとに赤い丸や青い丸など、目印になるものを地図に記載し、対応させて現地にも赤いポールや青いポールを設置するなど、来場者に分かり易い工夫をすると良いのではないか。

○説明者

- ・今年については、既に広報で地図を配布してしまったため、来年以降、工夫を凝らしたい。今年もできることを考えたい。

○説明者

- ・以前、地図上にP1、P2と記載し、駐車場にも、P1、P2と表記していたこともある。そのような工夫をしていきたい。

●委員

- ・13万人という来場者は過去最高か。

○説明者

- ・2日続けて天気が良かったため、過去最高となった。

●委員

- ・商工会議所のモニターツアーは毎年続いているが、効果はどうか。

○説明者

- ・商工会議所が担当なので詳細は分からないが、好評だと聞いた。

●委員

- ・左義長まつりでのまちなか案内は、こういった形でしているのか。1人で数十人をガイドするのか。人混みの中での案内は難しいのではないか。

○説明者

- ・混雑の中なので難しいが、10人ほどのまとまったお客さんが来られた場合、左義長まつりの法被を着て、3人で案内をしたことはある。商工会議所のモニターツアーにおいても、法被を着て案内をしている姿を目にする。

●委員

- ・まつりの音響や人混みの中で、お客さんに満足してもらえる案内ができるのか。

○説明者

- ・モニターツアーは、そういった部分の検証がツアーの大きな目的になっていると思う。2日間のまつりが文化的・観光的に産業に結びつくような形をとる中で、ツーリズムとしての確立も大きな目標であると思う。

●委員

- ・今後の方針として、さらに外部委託をしていく計画はあるのか。

○説明者

- ・警備委託のほかにも、本町の市民交流センター跡地の休憩スペースや、勝山郵便局前の本部テントについては、大型テントの設営であるため、予算の範囲内で外部委託をしていきたいと考えている。

●委員

- ・大型テントで市内の物産展をしていたが、物産展は継続していくのか。

○説明者

- ・継続する予定である。

●委員

- ・左義長まつり自体が、櫓を建てて壊して、というのが本来の姿ではあるが、立て壊しに関わる若い人が減っているという現状がある。左義長まつりが衰退していかないような協力や維持の仕方について、市として考えていることはないか。

○説明者

- ・各地区へ左義長まつりの支援についてのアンケートを実施した。櫓の設営に関する意見もあったが、戸数が少なくなったこともあり、当日の運営の支援（お囃子など）についての要望が多かった。市から勝山左義長まつり実行委員会を通して、各地区の左義長まつりを他地区や企業が支援することに対し、1地区3万円の助成も用意しており、各地区の代表者会議の中で制度の周知を行った。櫓の設営に関しても、様々な現状があるということで、今後検討を進めていきたい。

勝山夏まつり事業の運営体制の充実

○説明者

- ・左義長まつり同様、警備業務等を外部委託したことにより、企画運営が可能となり、アイドルを呼びダイノソニック等の新たなイベントを同時期に開催することができ、まちなかの賑わいやサービスの向上を図ることができたことから達成という評価をさせていただいた。

●委員

- ・勝山夏まつり事業について、商工会議所が事業者の出展を募集していたが、夏休みの時期とはいっても平日はお客さんがいない。その時期に出店していた事業者としては、ロスを生み出していたという状態であったため、今年も長い期間のイベントがあるのであれば、出店については何か対策がとれないか。事業者が負担になっていたため、週末だけなど対策をしていただいて、事業者が出たいと思えるような仕組みを構築していただきたい。

○説明者

- ・平成26年の動く恐竜ショー（ダイノアライブ）に合わせた出店ということで、賑わい創出のためお願いしたが、準備期間が短く、PRが十分ではなかったことなど、様々な反省点が見えている。十分な周知期間を設け、チケット予約制にする、旅行会社の企画の中に入れてもらうなどの準備が必要であった。8月3日～17日までの15日間にわたり開催したが、期間の後半にお客さんが伸びてきた。県内でのテレビ報道や新聞掲載、口コミの効果であると考えている。たくさんのお客さんに来てもらえれば、平日であっても物が売れお店も賑わうのではないかと考えている。

○説明者

- ・同じようなイベントをすることがあれば、今後は同じ失敗をしないように努める。

●委員

- ・市民会館でなく、場所を変えらるともっと人を誘客できるのではないか。ゆめおーれ勝山の広場などは、人が集まりやすい所である。反省点は多くあったように思う。

○説明者

- ・まちなか誘客という大きな目的があることと、インドアでないとできない事業だったため、市民会館を選択した。

●委員

- ・まちなかへ誘客はしているが、その効果はあったのか。見て帰ってしまうのでは、観光政策の面から言えばもったいないと思う。夏は県立恐竜博物館のお客さんで市内飲食店が賑わっている。市の観光営業的な意味で、まちなかへ誘客してどのような効果をあげるのか考えていくべきである。

○説明者

- ・ゆめおーれ勝山がまちなかの拠点になるので、ゆめおーれ勝山の活用についても考えていきたい。

●委員

- ・まちなか誘客のイベントを実施しても、まちなかの人には「人が来なかった」と言うが、協賛金を払ってダイノアライブのちらしにお店のPRをするなどすれば、ちらしを見てまちの中に足を運んでいただけたらと思う。まちなかの人にも協力を呼びかけて、市民の知恵を出し合って、市民も一緒にまちなかを盛り上げていくことはできないか。

○説明者

- ・市役所だけでやるのではなく、市民の協力を得ながら連携して、まちなかに足を運んでいただけるような仕組みを考えて盛り上げていきたい。まちなかを回って恐竜のカードを集めてまわるような、まちなかに足を運んでもらう企画を考えていきたい。

●委員

- ・商工会議所とも連携し、よりよい企画もしていただきたい。

観光出向宣伝事業の効率的な推進

○説明者

- ・勝山市の魅力を掘り起こし、商談会や旅行業者、広域観光協議会などを利用して、観光出向宣伝を効果的に推進することで、観光客の増加につなげることができた。今後、JRディスティネーションキャンペーン促進会議を利用するなど、さらに効果的に観光出向宣伝を進めていくということで達成できた。福井県観光連盟や越前・加賀などの広域協議会があり、市が単独で宣伝を行うよりも、近隣市町村や広域連盟でPRした方が効率的だということで、一体となってPRすることでお客さんを引き込むことを目指している。左義長まつりの来場者や県立恐竜博物館の来館者が増えている影響もあるのか、平成24年の観光動態調査の勝山市の入込人数が、1,567,860人、平成25年は1,701,990人という

ことで、恐竜エキスポ以来の170万人超となっている。今後は、北陸新幹線金沢開業も利用し、多くのお客さんを引き入れたいと考えている。

●委員

- ・自家用車で観光に来る人も多いと思うが、観光会社のバスで来る人へのPRはできているのか。観光バスがきても、県立恐竜博物館や平泉寺など、目的地だけで帰ってしまうのはもったいない。旅行会社への売り込みとして、車内で観光DVDを流して勝山市の宣伝を見て貰うなど、リピーターを増やすような取り組みをしてはどうか。

○説明者

- ・そういった部分について、勝山市の対応は弱いことが否めない。平成26年10月に富山県でJRによるディステーションキャンペーンが展開され、旅行者や交通関係者が集まる促進会議において売り込みを実施した。10の模擬コースを設定したが、4つが福井県内のコース、うち2つが勝山市のコースとなった。実際に、石川県白山市白峰からバスに乗り込んで、野外恐竜博物館に向かうまでの間、勝山のPRや観光案内をした。車内でDVDを流したり、観光案内をすることについては必要だと感じている。別のコースとして、ゆめおーれ勝山、左義長櫓会館、県立恐竜博物館を周り、スキージャムに宿泊し、翌日は平泉寺を回るというコースがあった。平泉寺へ向かうまでの間、バスの車内でDVDを流しながら勝山の紹介をした。視覚や耳に訴えるものは大切であると感じた。旅行会社に、こういった団体をどの方面から案内しているかアンケート等に記入していただけないか、ということも検討していきたい。

●委員

- ・中京・関西方面からの観光客が多いと思う。勝山をPRするために、旅行会社に直接出向いて直接勧誘をしていただきたい。勝山に訪れてからでは遅いので、前もってPRしておくべきである。

○説明者

- ・今年度は旅行会社に直接出向き、ツアー化を依頼した。旅行会社へ積極的にアタックすることで、ツアー化を実現することができた。近畿・中部からの誘客に加え、関東からの誘客の増加を目指し、2月には東京の旅行関係者・旅行雑誌関係者約200名を招待して、東京で食談会を行うことになっている。いただいたご意見を参考に、しっかりPRをしていきたいと考えている。

●委員

- ・今の意見を参考にして、今後ともPRについて検討していただきたい。

岩屋オートキャンプ場への指定管理者制度導入

○説明者

- ・現在は、岩屋観光協会に運営を依頼しており、話し合いを実施したが、メンバーの高齢化や少数化などのため、岩屋観光協会の指定管理者制度導入は難しいということで、未達成となった。キャンプ場の清掃などの大きな事業については、会員全員で実施しているが、実際の運営は2人でしている状況である。管理棟は旧岩屋分校を使用しているが、老朽化も激しく、費用面も厳しいこともある。今後は、利用者増加を目指し、収入を増やしていくことで指定管理者制度導入を目指していきたい。

●委員

- ・指定管理者制度については、何年か応募がなかったらやめるということか。

○説明者

- ・平成15年度にキャンプ場がリニューアルされ、現在のオートキャンプ場が始まった。川があり清流で魚が捕まえられるため、子どもや若い人に人気があったが、PR効果が薄いためか、なかなか利用者数が増えていかない現状である。岩屋観光協会にお願いしようとするが無理がかかると思う。庁内でも検討を重ねていきたい。

●委員

- ・東山にもキャンプ場があり、岩屋のキャンプ場もこのような状況であるなら、キャンプ場の機能はどちらか一方にし、他方は公園整備にするなど整理した方が良いと思う。

○説明者

- ・雁ヶ原青少年旅行村のキャンプ場はなくなり、現在は2つになった。子供が少なくなり、利用は減っている。すぐに結論を出すことは難しいが、検討していきたい。

●委員

- ・利用件数はどうか。

○説明者

- ・東山いこいの森の平成25年度利用者総数が2,747名、岩屋オートキャンプ場の利用者総数は2,478名、宿泊の人数となると数値が変わると思うが、岩屋オートキャンプ場の利用者には日帰りの水辺キャンプも多く、東山いこいの森と比較しても遜色ない利用状況となっている。

●委員

- ・岩屋はキャンプ場でもあり観光地でもあるため、完全になくなってしまうのはもったいないが、費用がかかるなら考えるべきである。

●委員

- ・オートキャンプ場という名が付いているならば、市外の人がキャンピングカーで来たときに利用できる設備があるのか。

○説明者

- ・設備がある。

●委員

- ・施設が整ったオートキャンプ場を探している人も沢山いるので、PR不足だと思う。

○説明者

- ・現在、観光ホームページのリニューアルを進めているので、その中で岩屋オートキャンプ場についてのPRも拡充していきたい。

●委員

- ・映画の撮影地にするなどのPRも良いのではないか。撮影地になれば、泊まりたい人も増えてくるのではないか。

○説明者

- ・一昨年、秋篠宮ご一家が来られたが、その件については公表して良いか不明である。映画の撮影地や有名人に来ていただくなども含めて、PRについて考えていきたい。

市内観光案内板等の統一サイン化

○説明者

- ・観光案内看板等の統一サイン化に向け、課内で場所や形の検討を行ったが、結論に至らなかったということで未達成となっている。2年後、中部縦貫自動車道が、福井北ICから勝山ICまで開通するため、それに合わせて何かしていかないといけないと考えている。費用の面もあるため、今後、庁内での検討のみならず、民間の施設、国、県の施設とともに統一的な看板の作成に向けた検討をしながら連携を図っていきたい。

●委員

- ・これは全く手付かずか。

○説明者

- ・準備は進めているが、観光客の流入ルートが複数あることや観光地が何ヵ所にも分かれていることが課題としてある。こういったものを案内看板だけで解決できるか、ということが議論になっている。県道や国道にある大きな案内看板は1枚あたり約10,000千円と費用もかかる。そのため、FM放送などを使った案内などを組み合わせるなどしなければ、案内看板の設置だけでは景観面・経費の面からも課題が残る。そういった現状も踏まえて検討させていただきたい。

●委員

- ・本目標については、未達成ということで、今後も継続的に取り組んでいただきたい。

ものづくり技術・研究開発支援事業等の運営体制の充実

○説明者

- ・商工振興課が担当する「ものづくり技術・研究開発支援事業」、未来創造課が担当する「わがまち助成事業」、農業政策課が担当する「逸品開発支援事業」の3つの事業が連携して、一体となったものづくりや販路開拓を促進するというところで、連携を進めているところである。平成25年度の取り組みとしては、各課の担当者が全事業の把握をしたうえで、それぞれの担当課で相談を受けた時に、事業の説明をできる体制づくりに努めた。また、申請希望者の面談によって、計画や今後の方向性を聞き取り、どの事業が適切か、相互に協議も進めた。平成25年度は事業内容の周知に取り組み、平成26年度からは、統一した募集をかけることとし、3つの事業の概要を一度に説明した。募集開始も4月1日に統一し、希望に応じた制度を選択して利用できるようにした。4月に募集を開始するにあたって、準備期間として2月に、「ものづくり技術・研究開発支援事業」と「逸品開発支援事業」の事業内容や申請方法の合同説明会を開催した。事業どうしの取り組みをマッチングができないか、ということも検討した。平成25年度には、スマートフォンをかざすと観光情報の動画を見ることができるパッケージに入った恐竜カレーを開発した事業者がいた。カレーに地場の物を使ってもらうことはできないか、ということで、西ヶ原のにんにくをパウダー状にした商品「てガリッコ」を使っていたことができた。まちづくりの事業としては、各地区まちづくり団体などが長年しているものもあり32件、逸品開発支援事業による農産物を使った加工品などについては4件、ものづくり技術・研究開発支援事業については5件あった。販路開拓の支援ということで、福井県のアンテナショップ（東京銀座にある食の國 福井館）への出品の問いかけを行ったり、市場調査を兼ねてもんぜん市への各種イベントへの出品を薦めている。ものづくり技術・研究開発支援事業の成果としては、①シルクを使った婦人服の生産とインターネット販売、②市内の大手繊維会社が、メンズウェアのブランドを立ち上げて、事業化を図り販売促進、③本来のぼっかけをアレンジしたかちやまぼっかけの開発、④恐竜カレー、⑤菓子組合の同志会によるいちご味やチョコレート味の恐竜ようかんがある。

●委員

- ・NPO団体が運営資金として商品開発をして販売したいという場合に使える支援事業については、現在、わがまち助成事業だけである。今後、NPOでコミュニ

ティビジネスという形が増えてくると思うが、商工振興課のものづくり助成金を使う体制を整えることはできないのか。NPOが対象でも市の助成金を使える体制を整えていただきたい。助成事業については、県のものづくり支援制度はNPOでも使えるため、そちらの方が使いやすいという話を聞いたことがある。農産物で費用がそれほどかからない物については、逸品開発支援事業を活用しているようである。

○説明者

- ・現在、ものづくり技術・研究開発支援事業は、補助対象を中小企業者、中小企業団体としており、開発した商品を商売のルートに乗せることが目的である。NPOはだめという訳ではないが、本来の目的とは異なるため、現在のところ対象には入っていない。将来的には活用できるように検討していきたい

●委員

- ・わがまち助成事業の団体も、ステップアップした事業者としてNPOを組織する団体もあると思う。コミュニティビジネスが勝山で盛んになれば、ものづくりという側面から商工振興にも関わってくると思う。

●委員

- ・5つの商品開発の事例はうまくいっているのか。

○説明者

- ・それぞれ努力し、継続していると聞いている。メンズウェアのブランドの立ち上げをしたところは、東京に事務所も構えて販売するなど活躍している。

●委員

- ・地域力とはどのように結びつけているのか。商品と勝山市をどのように結びつけているのか。作って販売するだけでなく、勝山市と開発した商品との関連は、どのように結びつけていくのか。

○説明者

- ・わがまち助成事業による、北谷の鯖の熟れ寿司や野向のエゴマなど様々あるが、食の國 福井館での販売や食談会、イベントへの出品を呼びかけたりしている。

●委員

- ・ぼっかけは、商工会議所が中心となって進めているが実績はどうなのか。宣伝しているが、効果は出ているのか。

○説明者

- ・かちやまぼっかけについては、わがまち助成事業を受けている。福井県が進めている「福井県」と連携して、勝山市の伝統的なぼっかけをPRしつつ、創作ぼっかけの普及も図っている。市内での創作ぼっかけについても、引き続きサポートしていきたい。

●委員

- ・種類が多すぎて、消費者も戸惑うのではないか。古典的なぼっかけは一番だと思
う。創作も良いが、今の若い人に人気はあるのか。

○説明者

- ・メニューの一つとして定着しているものもある。古典的なぼっかけを勝山の井の
代表と位置づけながら、創作ぼっかけを商売になるように進めていきたいという
民間の動きをサポートしていきたいと考えている。

工業振興助成金制度の充実

○説明者

- ・平成25年度は未達成となっているが、工業振興助成金制度の内容変更にあつて
は、企業の声聞くことが大切と考え、市内企業及び産業振興懇話会（市内企
業代表者との懇話会）で出た意見を踏まえ、企業誘致や地元企業のバックアップ
という意味で企業優遇制度の検討をした。主なものとして、「企業立地助成金」
があり、工場を新設し、機械などの設備投資をした場合の補助と、既に事業をし
ていて生産ライン等を増設したい場合に増設移設の助成金を使っていただくこ
とができる補助がある。企業立地助成金には様々な要件があり、新設であれば、
勝山市在住の方を3人以上雇用すること、増設であれば、新規雇用者2人以上な
ど条件付けをしている。別にある「雇用促進助成金」では、新規雇用者1人あた
り50万円を支給している。

東日本大震災以降は、「空き工場等の活用助成金」の問合せが増えている。市内
の空き工場等の取得費・賃借費・改修費を助成するものである。

平成25年度の実績としては、市内から6社9件の申請があり、3,530万円
の助成金を出している。リーマンショックの年は、年間の申請が2、3件と少な
かったが、景気の回復とともに問合せ、実績が増えている。対象となる業種を製
造業、情報関連産業、デザイン業、成長産業、試験研究所にしばっていたが、平
成27年度は、運輸業、宿泊業、サービス業、卸売業などにも業種を拡大しよう
と考えている。また、雇用要件についても、事業者からするとできれば雇用を減
らしたいという思いがあるので、新規雇用者3人以上を2人以上にするなど、小
規模の事業所も利用してもらえるような仕組みをとっていかうと考えている。ま
た、空き工場等活用助成金の問合せ等が増えていることから、空き地の物件情報
の提供についても力を入れていきたい。

●委員

- ・このような助成金があることについて、市外に向けたPRもしているのか。また、
市外に足を運ぶことはあるのか。

○説明者

- ・企業優遇制度についてのしおりを作成し、市内企業はもちろんのこと、関東・大阪方面などの関連企業に出向いて説明も実施している。

●委員

- ・企業誘致は、全国的に進んでいるのか。

○説明者

- ・製造業などは海外へ目が向いているところなので難しい部分がある。景気が悪くなると撤退するということも考えられる。大きな企業を誘致できたとしても、従業員を集められるかという課題もある。企業誘致の活動と並行し、地元の企業を重視しつつ、企業優遇制度も充実させていきたいと考えている。

●委員

- ・平成25年度に申請があった6社は、市内の企業なのか。

○説明者

- ・そのとおりである。内訳は、食品加工の企業が1社、自動車部品関係が1社、繊維関係が2社、印刷関係が1社、薬の製造関係が1社となっている。

市民・環境部 環境政策課 市民課

利用しやすいバス体系の再構築

○説明者

- ・市内業者に委託して運行しているバスが、平成26年度で3年または5年の継続契約が切れるということで、市民の声を聞きながら平成27年度からの新しいバス体系の見直しを進めている。平成22年からは先進地視察も実施し、地元の要望を聞く中で、運行体系や運行時間の見直しを随時進めてきた状況である。今年度、各地区でバス体系の新しいあり方について提案し、意見をいただいているが、平成25年度中には課題について整理をし、新しいバス体系の方向性について庁内で考えをまとめることができた。

荒土・野向地区については、予約によるデマンド運行を試験的に実施しているが、利用しにくいという声は聞いていない。そのような運行スタイルを周辺地区でも導入できないか、ということが基本的な考え方になっている。

バスの利用状況として、乗車人数の推移は平成17年度以降、約2万人減っているが、観光客による利用が増えている。観光客による利用者増加を差し引くと、市民の利用者数では約4万人減っている現状である。

運行経費について、かつては京福バスが自主運行しており、距離によって運賃が上がるという仕組みであったが、平成21年度以降、京福バスの自主運行がなく

なり、勝山と大野を結ぶ京福バス以外は全て市が補助を出して運行している状況になっている。平成17年度には約5,000万円だった補助金が平成25年度では約7,200万円となっており、利用者は減っているが、経費は増えているという状況である。

新しいバス運行形態の検討としては、日中の2便を予約によるデマンド運行にして、予約のあったバス停だけを迎えに行くというスタイルである。朝晩は通学などもあるため、定時定路線で運行する。これについては、既に述べたとおり、特に問題なく運行できている。周辺地域においては平成27年度以降、見直しをしていく予定である。デマンド運行によって余計な距離を走らないようにすること、時間短縮を図ること、走行距離を減らして経費を削減することを目指している。また、現在はマイクロバスの大きさに平均乗車人数が4人ということもあり、バス体系の見直しの際には、車両も見直しを考えている。

中心市街地はぐるりんが県立恐竜博物館・水芭蕉の中部方面を運行するルートがあるが、バス停が遠いとの声や、南部地区の方が水芭蕉や福井勝山総合病院に直接行けないという声もあるため、それらの課題を解消できるルートを検討している。平成25年度までに課題整理を行い、今年度は説明会を実施する中で、新しい運行体制を再構築していきたい。

●委員

- ・今後、荒土・野向地区以外にデマンド運行が増える可能性はあるのか。

○説明者

- ・平泉寺・猪野瀬を一つのエリアにして日中エリアデマンドで運行し、車両も小型化し、小回りが利くようにしたい。鹿谷は利用者が多く、車両を小さくできないといった状況である。例えば、東遅羽口は予約があった時だけ、ルートが延びていく枝デマンドのようなシステムで運行したいと考えている。

●委員

- ・利用者が減少している原因は何か。

○説明者

- ・以前は通学生の利用人数が多かったが、福井の学校へ通う子どもが増えたこと、親の送迎が増えたことが原因の一つとして考えられる。人口減少、運転免許証の所持率（特に65歳以上女性）が増加していることも要因になっていると考えている。

●委員

- ・観光客による利用者は増えているということなので、観光客による利用をもっと伸ばせないのか。

○説明者

- ・観光用と生活路線とは区別して考えている。観光用のバスは土日に本数を増やす

など、現在も取り組んでいる。平日もえちぜん鉄道が独自で観光デマンドというものを設け、すべての路線に接続するということをはじめた。これまでは3年または5年周期の契約でバスの運行ルートもあまり見直してこなかったが、今後は、1年ごとに見直せるような契約スタイルについても考えていきたい。

●委員

- ・料金体系はどのようになっているのか。

○説明者

- ・市内路線は全て100円または200円であり、どれだけ遠くへ行っても200円までとなっている。大野・勝山の広域運行バスについては、距離によって運賃設定がなされているが、他のバスとの公平性という観点から、上限200円とするため補助を出して勝山市内は移動できるようになっている。

●委員

- ・100円でも利用者は増えないのか。

○説明者

- ・そのとおりであり、収入が増えないため、採算性は低い。運行に300万円かかる路線でも収入は30万円程度であり、9割は補助金で運行している状況である。

●委員

- ・利用する方の利便性を最優先に考えて、進めていただきたい。

適正な国民保険税率の設定による国民健康保険会計の健全な運営

○説明者

- ・平成25年度には保険税率の改正について十分な検討を行い、その結果、保険税率を引き上げることとし、平成26年4月より改定後の率による保険税を徴収させていただいているところである。国民健康保険税は、医療給付分、後期高齢者支援分、介護納付金分により構成されている。それぞれの3区分において分析し、試算して、国民健康保険運営協議会において協議した。

平成25年8月より現状分析をして、検討・協議をした。分析結果としては、①医療分については、平成24年度に引き上げをしていることと、平成26年度の保険給付費支出見込額を平成25年度決算見込みの微増と想定したため、改定しなかった。②後期高齢者支援分については、後期高齢者の医療費の伸びに伴い、平成26年度も拠出額が増加する見込みであるため改定することとなった。③介護納付分については、介護費用の伸びに伴い、概算納付額が増加していることから平成26年度も増加が見込まれるため改定することとなった。税率の上げ幅も何度も試算を重ね、過去の推移も見ながら検討してきた。所得割（課税標準額に掛ける所得割税率）、資産割（課税標準額に掛ける資産割税率）、均等割（一人あたりにかかる金額）、平等割（一世帯あたりにかかる金額）で計算して税を算出

しており、これらを計算すると、平成26年4月からの一人あたり国民健康保険税は95,499円になる。分析、検討を重ねた結果、国民健康保険制度の健全な運営のためには、税率を上げざるを得なくなったという状況である。

●委員

- ・国民健康保険の会計を維持するためには、この税率が必要ということか。

○説明者

- ・おっしゃるとおりである。

以上